

		ること。	年法律第292号)第40条の2の規定により熊本県病院事業の業務の状況を公表すること。 2 同法第27条ただし書の規定により熊本県病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を指定すること。 3 同法第30条の規定により決算を調製すること。	係る出納取扱金融機関の検査をすること。	及び寝具設備の基準の実施状況を報告すること。 2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項の規定により変更許可の申請をすること。	政令第326号)第4条第2項の規定による届出をすること。
		9 障害者施策推進協議会に関すること。				
健康福祉部	身体障害福祉課	1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の施行に関すること。		1 同法第15条第1項の規定による医師を指定すること。 2 同法第19条の2第1項又は第4項の規定による医療機関の指定又は取消しをすること。 3 同法第40条第1項の規定による身体障害者居宅生活支援事業等の制限又は停止を命ずること。 4 同法第41条第1項の規定による身体障害者更生援護施設又は養成施設の事業の停止又は廃止	1 同法第39条の規定による身体障害者居宅生活支援事業等又は身体障害者更生援護施設に係る立入検査等に関すること。 2 同法第19条の5第1項の規定による診療報酬の額の決定に関すること。 3 同法第19条の6の規定による指定医療機関に対する報告の請求又は検査に関すること。	1 同法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付に関すること。 2 同法第16条第2項の規定による身体障害者手帳の返還に関すること。 3 同法第17条の20の規定による指定居宅支援事業者の変更等の届出に関すること。 4 同法第17条の21の規定による指定居宅支援事業者等に対する報告等に関する